

民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可等に係る事務手続要綱

平成30年3月30日 29福保子育第2977号

(目的)

第1条 この要綱は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（平成29年政令第290号。以下「令」という。）民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号。以下「規則」という。）民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年厚生労働大臣告示第341号）及び民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第12条の厚生労働大臣が定める基準（平成29年厚生労働大臣告示第342号）に基づく民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業について、その業務の円滑かつ適正な運営を確保するため、民間あっせん機関の許可等に係る必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、第1条の各法令等に定めるところによる。

(許可の根拠法令)

第3条 民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可については、法第6条第1項に基づき、東京都知事（以下「都知事」という。）が行うものとする。

(許可申請)

第4条 許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第6条第2項、第3項及び規則第1条各項の規定に基づき、別紙1「提出書類一覧」に掲げる書類を都知事に提出しなければならない。

(審査基準)

第5条 都知事が許可するために必要な審査基準は、法、規則、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（平成29年11月27日付子発1127第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）第2の2の（1）及び養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について（平成30年3月9日付子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知。以下「課長通知」という。）1の（1）に基づき、別紙2「養子縁組あっせん事業審査基準」に掲げる事項とする。

- 2 都知事は、前項に規定する審査基準に基づく審査において、申請者（申請者が法人の場合は、その役員）が、課長通知1の（1）の から までのいずれにも該当しないことを宣誓書（参考様式1）により確認した上で、暴力団員等該当性について、警察に対して照会書（参考様式2）により情報提供を求めることとする。

（許可）

第6条 都知事は、審査の結果、第4条に定める許可申請が第5条に定める審査基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

- 2 都知事は、前項の規定に関わらず、申請者が法第8条に規定するいずれかに該当する場合は、許可をしてはならない。
- 3 都知事は、前項の規定に関し、申請者（申請者が法人の場合は、その役員）が法第8条第3号から第5号までのいずれにも該当しないことを宣誓書（参考様式1）により確認した上で、当該申請者（申請者が法人の場合は、その役員）の本籍地の市町村に対して、法第8条の規定により必要な照会である旨を添えて、刑罰証明書の交付について（参考様式3）により犯歴情報の照会を行うこととする。
- 4 都知事は、申請者（申請者が法人の場合は、その役員）が法第8条第5号に該当しないことを確認するため、前項の規定による確認に加え、必要に応じて申請者（申請者が法人の場合は、その役員）の居住地等の道府県等に対して、照会書（参考様式4）により、課長通知1の（5）に規定する事項について照会を行うなど、適宜確認を行うこととする。

（許可証の交付）

第7条 都知事は、第6条に定める許可をしたときは、規則第4条第1項に規定する養子縁組あっせん事業許可証（様式第3号）を交付しなければならない。

- 2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかに、規則第4条第2項に規定する養子縁組あっせん事業許可証再交付申請書（様式第4号）を都知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により、養子縁組あっせん事業許可証再交付申請書が提出されたときは、都知事は、当該許可証を再交付しなければならない。

（許可の更新）

第8条 第6条の許可の有効期間は、法第12条第1項に基づき、当該許可の日から起算して3年間とする。

- 2 前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときあつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る養子縁組あっせん事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 都知事は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該

申請が第5条に定める審査基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。

4 第2項の規定によりその更新を受けた場合における第6条の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年とする。

5 第4条の規定は、第2項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の届出)

第9条 民間あっせん機関は、法第6条第2項に掲げる事項(規則で定めるものを除く。)に変更があったときは、遅滞なく、変更の届出に係る事項が許可証の記載事項に該当しない場合にあつては、規則第5条第2項に規定する養子縁組あっせん事業変更届出書(様式第5号)により、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあつては、規則第5条第2項に規定する養子縁組あっせん事業変更届出書及び養子縁組あっせん事業許可証書換申請書(様式第5号)によりその旨を都知事に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が養子縁組あっせん事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 都知事は、前項の規定により養子縁組あっせん事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があったときは、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

3 都知事は、第1項の規定による届出を受けた場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、書換え後の許可証を交付しなければならない。

4 都知事は、前2項の規定による届出を受けたときは、必要に応じて適宜確認を行うこととする。

(廃止の届出)

第10条 民間あっせん機関は、養子縁組あっせん事業を廃止したときは、遅滞なく、規則第6条第2項に規定する養子縁組あっせん事業廃止届出書(様式第6号)により、その旨を都知事に届け出なければならない。

(都知事への報告)

第11条 民間あっせん機関は、毎事業年度終了後2月以内に、養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとの養子縁組あっせん事業に係る事業報告書を作成し、都知事に提出しなければならない。

2 民間あっせん機関は、法第32条第1項各号及び第2項に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、報告書(様式第8号)により都知事に報告しなければならない。

(指導及び助言)

第12条 都知事は、法の施行に関し必要があると認めるときは、民間あっせん機関に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び検査)

第13条 都知事は、法を施行するために必要な限度において、規則で定めるところにより、民間あっせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 都知事は、法を施行するために必要な限度において、所属の職員に、民間あっせん機関の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、規則第19条に規定するその身分を示す証明書(様式第7号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健局少子社会対策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。